

経 済 産 業 省

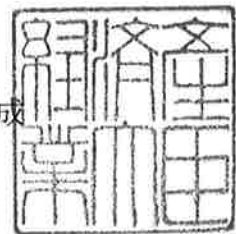
20180326資第36号

平成30年3月30日

原子力委員会

委員長 岡 芳明 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）第45条第1項後段の規定に基づき、使用済燃料再処理機構から申請のあった別添の使用済燃料再処理等実施中期計画を変更認可することとしたいので、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議に鑑み、貴委員会の意見を求めます。

使用済燃料再処理等実施中期計画

使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「法」という。）及び「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則」に従い策定した使用済燃料再処理等実施中期計画に沿って、業務を遂行する。その遂行にあたっては、機構は、再処理等の事業の安全の確保を最優先とし、着実かつ効率的に進めていくものとする。

一 再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量

再処理については、法第四十二条の定めにより、経済産業大臣からの認可を受けた上で、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に規定する再処理事業者である日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）に業務を委託し、同社の六ヶ所再処理施設にて実施する。

六ヶ所再処理施設は現在建設中であり、日本原燃は 2021 年度上期の竣工を目指して工事を進めていることから、それまでの間は計画通り竣工できるよう適切に工程管理を実施していく。

再処理を行う使用済燃料の量については、再処理施設の竣工以降の操業計画等が具体化した段階で、利用目的のないプルトニウムは保持しないという我が国の原則の下、再処理を実施する前に、その計画を策定する。

二 再処理関連加工の実施時期、実施場所及び再処理関連加工を行うプルトニウムの量

再処理関連加工（ウラン及びプルトニウムの混合酸化物燃料加工（以下「MOX燃料加工」という。）については、法第四十二条の定めにより、経済産業大臣の認可を受けた上で、原子炉等規制法に規定する加工事業者である日本原燃に業務を委託し、同社の六ヶ所MOX燃料加工施設にて実施することを想定している。

六ヶ所MOX燃料加工施設は現在建設中であり、日本原燃は 2022 年度上期の竣工を目指して工事を進めていることから、それまでの間は計画通り竣工できるよう適切に工程管理を実施していく予定。

MOX燃料加工量については、再処理施設やMOX燃料加工施設の竣工以降の操業計画等が具体化した段階で、利用目的のないプルトニウムは保持しないという我が国の原則の下、MOX燃料加工を実施する前に、その計画を策定する。

三 その他再処理等の実施に関すること

これまでの再処理に伴い分離された放射性廃棄物及び操業に伴い発生した放射性廃棄物については、今後発生する廃棄物を含めて、日本原燃の六ヶ所再処理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理を行う。

海外から返還された放射性廃棄物については、日本原燃の廃棄物貯蔵管理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、冷却に必要な30～50年間の貯蔵・管理を引き続き適切に行っていく。また、今後返還される廃棄物についても、同施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理する。

一、二、三の施設に係る廃止措置に関しては、原子炉等規制法に基づき日本原燃が作成し、公表する廃止措置実施方針を踏まえ、施設の操業終了後に着手することとしている。

以上